

日本ジオパーク委員会会則

平成20年5月23日

(趣旨)

第1条 この会則は、日本ジオパーク委員会の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センターに、日本ジオパーク委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- 一 日本国内における日本ジオパークネットワークへの新規加盟申請に係る審査に関すること。
- 二 世界ジオパークネットワークへの新規加盟申請候補の審査及び認定並びに推薦に関すること。
- 三 日本ジオパークネットワークに加盟しているジオパークの活動の評価に関すること。
- 四 日本におけるジオパーク活動の推進に係る提言に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 ジオパーク活動に係る組織に属する者のうちから理事長が委嘱する者
 - 二 研究所の役職員等のうちから理事長が指名する者
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。
 - 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事長は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

(開催及び議決)

第6条 委員会は、委員長が適宜招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、委員会の会議の結果を、理事長に適宜報告する。

(作業部会の設置等)

第8条 委員会に、必要に応じ、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、ジオパーク活動に関する個別の事項を調査検討し、その結果を委員会に報告する。

3 作業部会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

(事務)

第9条 委員会の事務は、地質調査情報センターが行う。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

この会則は、平成20年5月23日から施行する。